

附則（KDDI次ビ企第92号）

（実施時期）

1 この約款は、令和2年3月26日から実施します。

（5GデータMAX定額に係る料金等の支払いに関する経過措置）

2 この約款実施の日から当社が別に定める日までの間、料金表第1表第3（データ通信料）

1（適用）（3）に定める小容量利用割引については、その料金月の翌料金月以降のau

（5G）通信サービスの料金から減算することにより行います。

（手続きに関する料金の支払いに関する経過措置）

3 この約款実施の日の日以降、5G契約の申込みをし、その承諾を受けた場合（その5G契約が、au契約からの契約移行により締結されたもの又は当社が別に定める態様により当社のWIN約款に定めるプリペイド電話契約を解除すると同時に申し込まれたものである場合に限り、）、この約款の規定にかかわらず、その5G契約に係る契約移行手数料又は契約事務手数料の支払いを要しません。

4 この約款実施の日の日以降、5G契約の申込みをし、その承諾を受けた場合（その5G契約が、LTE契約（第1種LTEデュアルに係るものに限り、）からの契約移行により締結されたものに限り、）、この約款の規定にかかわらず、その変更に係る契約移行手数料の支払いを要しません。

ただし、この取扱いは、その申込みがあった日における最終購入端末（その申込日以前に購入した端末設備であって、最後の購入に係るものをいいます。）が、当社所定のサービス取扱所において購入したVoLTEに対応していないデュアル端末である場合に限り、適用します。